

運営指導に係る改善報告の提出

②手続き一覧（事業者向け）をクリック。

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ

よくあるご質問

ログイン

新規登録

①松戸市オンライン申請システムを利用する際は、利用者登録とログインが必要です。

松戸市オンライン申請システム

もっと便利に。
もっと簡単に。

松戸市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

キーワード検索に手続き名を入力しても右側に表示されます。

手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問

キーワード検索

検索

条件を指定して検索

カテゴリ 組織 利用者情報

ライフイベント

くらし

安全・安心

税金

福祉

高齢者・介護

障害者福祉

生活支援

健康・医療

子育て・教育

その他・イベント

手続き一覧（事業者向け）

該当件数 9 件

条件をリセットして全件表示

フォルダ

介護保険関連手続き
介護保険関連手続き

令和7年度 成年後見制度「もっと知りたい！成年後見制度」 地域巡回 講演会・個別相談会 in馬橋 参加申し込み
地域包括ケア推進課

要介護認定等に係る個人情報提供の手続き（事業者ケアプラン用）
介護保険課

電子証明書およびTRITRUS-ID申請に関する手続き
地域包括ケア推進課

特別養護老人ホーム特列入所に係る意見照会
介護保険課

特別養護老人ホーム入所希望者の実人員調査
介護保険課

介護保険要介護（要支援）認定申請の取り下げ手続き
介護保険課

障害者控除対象者認定書の由請

①『福祉』→『高齢者・介護』の順でクリック

②『介護保険関連手続き』をクリック

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ 

よくあるご質問 

『介護事業者向け』を
クリック。

介護保険関連手続き

該当件数 6 件

フォルダ

介護給付費

介護保険関連手続き



フォルダ

生活支援

介護保険関連手続き



フォルダ

介護事業者向け

介護保険関連手続き



短期入所利用（特例）にかかる理由書
の提出

介護保険課



福祉用具貸与例外給付（継続）の申請
手続き

介護保険課



福祉用具貸与例外給付（新規）の申請
手続き

介護保険課



一覧に戻る

手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ ⓘ よくある

市地域密着型サービス事業所の利用についての報告 指導監査課	の提出 指導監査課
介護職員等処遇改善加算計画書の提出 指導監査課	ケアプラン点検の事前書類の提出 介護保険課
ケアプラン点検の自主点検結果の報告 介護保険課	運営指導に係る改善報告書の提出 指導監査課
運営推進会議の議事録の提出 指導監査課	介護サービス提供に係る事故報告 指導監査課
監査・指摘事項改善報告書等提出 指導監査課	日常生活圏域外の利用者の申請手続き 指導監査課
訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出 指導監査課	

『運営指導に係る改善報告書の提出』をクリック。

運営指導に係る改善報告書の提出

概要

運営指導において、報告を要する指導事項の指摘を受けた場合は、添付の様式にて改善報告書を提出してください。

介護報酬の返還について

介護報酬に関し返還が生じる場合については、添付の様式にて返還額等を報告してください（必要に応じ、返還報告書に記載の返還額等の算定根拠となる資料（介護給付費明細書等）を添付してください）。

提出時期

通知書右上に記載の通知日より30日以内

手続きの根拠規定

松戸市介護サービス事業者等指導実施要綱

受付開始日

2023年1月31日 0時00分

受付終了日

随時受付

お問い合わせ先

福祉長寿部指導監査課
メールによるお問い合わせ：✉
電話番号：0473664101

『次へ進む』をクリック。

次へ進む



あとで申請する

手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問

1 申請内容の入力 2 申請内容の確認 3 申請の完了

過去申請を使用する

運営指導に係る改善報告書の提出

報告日 必須

年 月 日

2025年（令和7年） 12月 10日

事業者名（法人名、会社名等） 必須

代表者 職名 必須

代表取締役などの職名を記載してください。

代表者 氏名 必須

必要な項目を全て入力する。

運営指導・指導事項改善報告書 必須

運営指導・指導事項改善報告書を添付してください。

アップロードするファイルを選択

『アップロードするファイルを選択』をクリックし、提出データをアップロードする。

改善報告に係る根拠資料 1

指導事項に係る改善内容に応じ、根拠となる資料を添付してください。

（例：掲示に関する指導の場合・・・掲示の状況が分かる写真など、改善内容が分かる資料を添付してください）

資料が多く添付しきれない場合は、適宜資料を結合いただくか、別途郵送等によりご提出ください

アップロードするファイルを選択

改善報告に係る根拠資料、介護報酬返還等報告書、返還額の算定根拠資料がある場合は添付する。

介護報酬返還等報告書（居宅介護支援事業所向け・地域密着型サービス事業所向け）

介護報酬に関し返還が生じる場合については、添付の様式にて返還額等を報告してください

アップロードするファイルを選択

返還額の算定根拠資料

必要に応じ、返還報告書に記載の返還額等の算定根拠となる資料（介護給付費明細書等）を添付してください。

アップロードするファイルを選択

運営指導・指導事項改善報告書 必須

運営指導・指導事項改善報告書を添付してください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：運営指導・指導事項改善報告書.doc 取消

改善報告に係る根拠資料1

指導事項に係る改善内容に応じ、根拠となる資料を添付してください。

(例：掲示に関する指導の場合・・・掲示の状況が分かる写真など、改善内容が分かる資料を添付してください)

資料が多く添付しきれない場合は、適宜資料を結合いただくか、別途郵送等によりご提出ください

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：改善報告に係る根拠資料.doc 取消

改善報告に係る根拠資料2

指導事項に係る改善内容に応じ、根拠となる資料を添付してください。

(例：掲示に関する指導の場合・・・掲示の状況が分かる写真など、改善内容が分かる資料を添付してください)

資料が多く添付しきれない場合は、適宜資料を結合いただくか、別途郵送等によりご提出ください

アップロードするファイルを選択

介護報酬返還等報告書（居宅介護支援事業所向け・地域密着型サービス事業所向け）

指導事項に係る改善内容に応じ、根拠となる資料を添付してください。

(例：掲示に関する指導の場合・・・掲示の状況が分かる写真など、改善内容が分かる資料を添付してください)

資料が多く添付しきれない場合は、適宜資料を結合いただくか、別途郵送等によりご提出ください

アップロードするファイルを選択

介護報酬返還等報告書（居宅介護支援事業所向け・地域密着型サービス事業所向け）

介護報酬に関し返還が生じる場合については、添付の様式にて返還額等を報告してください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：介護報酬返還等報告書.xlsx 取消

返還額の算定根拠資料

必要に応じ、返還報告書に記載の返還額等の算定根拠となる資料（介護給付費明細書等）を添付してください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：返還額の算定根拠資料.xlsx 取消

アップロードしたファイル
が添付されているか確認。

最後まで確認したら、『次へ
進む』をクリック。

次へ進む



申請内容の入力

申請内容の確認

申請の完了

運営指導に係る改善報告書の提出

報告日

2025年（令和07年）12月22日

修正する

事業者名（法人名、会社名等）

松戸市役所

修正する

代表者 職名

松戸市長

代表者 氏名

松戸 太郎

事業所名

指導監査課

サービス種別

地域密着型通所介護

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ

よくあるご質問

運営指導・指導事項改善報告書

運営指導・指導事項改善報告書.doc

修正する

改善報告に係る根拠資料 1

改善報告に係る根拠資料.doc

修正する

改善報告に係る根拠資料 2

（未入力）

修正する

介護報酬返還等報告書（居宅介護支援事業所向け・地域密着型サービス事業所向け）

介護報酬返還等報告書.xlsx

修正する

返還額の算定根拠資料

返還額の算定根拠資料.xlsx

申請する



戻る

入力内容を確認後、『申請する』をクリック。





運営指導に係る改善報告書の提出

申請を受け付けました。

順番に申請内容を確認するため、確認までしばらくお待ちください。

なお、お手続きの処理状況は「マイページ」からご確認頂けます。

お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、このページを印刷してください。

申込番号

13418721

申請が完了すると、8桁の申込番号が表示される。照会などで使用することもあるため、メモを推奨。



ホームに戻る